

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

1 はじめに

農地を農地として耕作目的で利用するための売買又は貸借等を行う場合には、「農地法第3条の規定による許可」が必要です。これらの許可を受けないでした売買又は貸借等は、効力が生じないとされています。

なお、農地法第3条第1項ただし書の規定により、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより農地等について権利が設定され、又は、移転される場合には農地法第3条の規定による許可は不要です。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

2 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条の規定に基づく許可を受けるためには、次の全ての要件を満たす必要があります。

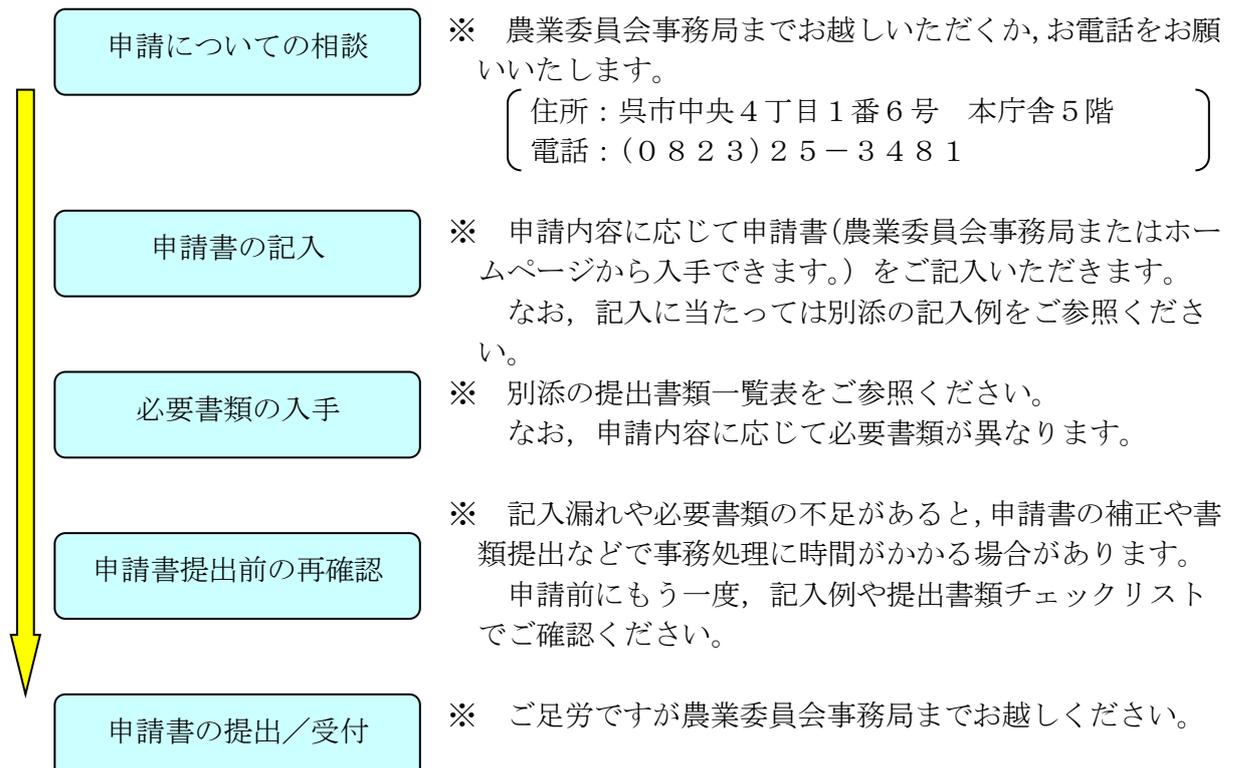
- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作すること。（全部効率利用要件）
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人（※1）の要件を満たすこと。（農地所有適格法人要件）
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。（農作業常時従事要件）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

※1：農地所有適格法人とは、主たる事業が農業であり、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

3 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続などを説明いたします。
- ・ 呉市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の最短処理期間を21日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは次のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

〔申請書の受付から許可書の交付までの事務の最短処理期間は、21日です。〕

申請書の提出／受付

※ 申請書の提出締切日は、毎月10日（その日が土日祝日の場合は、前日）です。

審査・現地調査

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、必ず農業委員による現地調査を行います。

農業委員会総会

※ 毎月月末頃に農業委員会総会を開催します。当月10日までに受け付けた申請を議案として提案し、許可・不許可について意思決定を行います。

許可書の交付

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。通常、総会開催後、2日程度で交付します。